

通貨ニュース(2014 年 5 月 9 日)

タイバーツ: 憲法裁の違憲判決でインラック首相が失職

- 7 日、政府高官人事を巡ってインラック首相の職権濫用が争われた裁判で、タイ憲法裁は職権濫用を認め、同首相のほか当該人事を決めた閣議に参加した閣僚 9 名を失職とした。
- 選挙管理内閣の存続は認められたものの、首相代行を務めるニワットタムロン氏はタクシン元首相の腹心であり、反タクシン派は反発を強める公算が大きい。
- 選挙という民主プロセスを通さない議会による政治遂行を強く希望するステープ元副首相率いる反政府派との間で民主的な解決が見られる可能性は低く、最終的には国王の介入など、超法規的措置が必要となろう。
- バンコク封鎖解除後もタイの消費者信頼感に回復の兆しはなく、経済への影響は当初の想定より大きくなりそうだ。

国際為替部
深谷 公勝
03-3242-7065
Masakatsu.fukaya@mizuho-bk.co.jp

憲法裁は職権濫用を認定、インラック首相が失職

政府高官人事を巡ってインラック首相の職権濫用が争われた裁判でタイ憲法裁は 7 日、同人事に関する職権濫用を認め、国务大臣の資格喪失自由を定めた憲法 182 条に基づき、インラック首相のほか当該人事を決めた閣議に参加した閣僚 9 名を失職とした。問題とされたのはインラック首相就任直後の 2011 年 9 月に国家安全保障会議 (NSC) のタウィン事務局長 (当時) を更迭し、閑職とされる首相顧問に異動させた件である。その後政府はタウィン氏の後任として国家警察長官を NSC 事務局長に昇格させ、玉突き人事でタクシン元首相の義兄を国家警察長官に任命したが、この一連の人事異動が、首相や大臣がその地位を利用して、自己などの利益のために公務員などの人事に介入することを禁ずる憲法 266、268 条に違反するとして、上院議員が提訴していた。

影響力を増すタイの司法府

2006 年に発生したクーデター後、2008 年 2 月の民政復帰以来で司法判断により首相が失職するのはサマック氏 (2008 年 1 月 29 日～2008 年 11 月 9 日)、ソムチャーイ氏 (2008 年 11 月 17 日～2008 年 12 月 2 日) に続く 3 人目でいずれもタクシン派の政治家である。タイの現行憲法は、クーデター後の暫定憲法のもと、憲法起草議会により起草され、国民投票、国王の承認を経て 2007 年 8 月に公布された (2007 年憲法)。同憲法は上院議員の一部任命制や憲法裁による政党の解散権などが盛り込まれており、反汚職や権力の

一極集中排除を重視する反タクシン色の強い内容となっている。また司法府の発言権が大きくなっており、これまでもタクシン派政権に対する厳しい判決が繰り返されてきた。インラック首相は就任直後から 2007 年憲法の改正を試みたものの(具体的な争点は前述の上院の一部任命制の撤廃、外国との条約締結における議会承認規定の緩和だった)、憲法裁により違憲判決を出されてとん挫している。

首相代行はインラック元首相の参謀であるニワットタムロン氏

今回の裁判では首相失職による政治的空白の発生が懸念されていたが、憲法裁は現在の選挙管理内閣については存続を認めたため、与党は判決直後に緊急閣議を招集し、ニワットタムロン副首相兼商務相を首相代行に選出、こうした事態は避けられた。ニワットタムロン氏はタクシン元首相一族の所有する企業の幹部を歴任したビジネスマンであり、本格的に政治の道に足を踏み入れた 2011 年にはタクシン元首相の妹であるインラック氏を首相に就ける案を提案し、参謀として大活躍を見せたと言われるタクシン元首相の腹心である。

最終的には超法規的な措置が必要

ニワットタムロン氏は柔軟なスタンスの持ち主で広報戦略にも長けているということから、事態の打開に向けて新たな進展が見られるとの見方も出ているようであるが、タクシン元首相との繋がりが強い同氏の首相代行就任に反政府派は反発を強めると見られ、そのような見方はやや楽観的だろう。そもそも政治の実権を握れない中産階級がクーデターという非民主的な方法によって作り上げられた司法・政治制度のもと、それでも選挙で票を集められずに、再び選挙妨害という非民主的な方法で政権奪取を推し進めようとしているという現状に民主的な解決方法など望むべくもない。

結局これまで同様に絶対的な存在であるプミポン国王あるいはその意向を汲む軍の介入なしでは事態の收拾は難しいのではないか(もちろんタクシン派のやり方にも非はあるし、事態の混迷については「国王を元首とする民主制」というタイ独自の政治形態によるところもある)。デモを率いるステープ元副首相は既に 7 月 20 日の再選挙のボイコットを表明しており、政治的混迷は収まりそうにない。3 月のバンコク封鎖解除後も、期待された消費者信頼感の回復は見られておらず、同国経済への悪影響は当初の想定よりも大きくなりそうだ。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。当資料は信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。また、当資料の著作権はみずほ銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。